

R3-46号 変更登録申請支援業務委託 仕様書

1 概要

本仕様書は、魚沼市（以下、「甲」という。）が所有するテレビ難視聴地域の解消等を目的とした有線テレビジョン放送施設（以下「施設」という。）の変更に伴い、放送法第130条第1項の規定による総務大臣への変更登録申請（以下「申請」という。）の提出に係る調査、協議、書類作成等の支援業務を受託者（以下、「乙」という。）に委託するもの。

2 施設の内容

甲が所有する施設は、以下のとおりとする。

(1) 堀之内施設（魚沼ケーブルテレビ） 【施設番号：B150009】

項目	内容
登録年月日	平成23年6月30日
登録番号	第SE0019号
施設区域	堀之内地域全域
最終変更登録年月日等	信通放第117号 平成28年6月6日

(2) 広神他施設 【施設番号：B150020】

項目	内容
登録年月日	平成23年6月30日
登録番号	第SE0019号
施設区域	広神地域、守門地域、入広瀬地域
最終変更登録年月日等	信通放第347号 平成25年9月30日

3 期間

契約締結の日から令和3年11月30日までとする。

4 業務内容

(1) 現地調査

施設の現況を調査し、最終変更登録内容と比較して変更のあるものを抽出するなど、申請に必要な調査をすること。調査に必要な機材等は乙が準備することとし、必要に応じて施設保守業者に協力を求め、必要な費用は乙が負担すること。

甲が今年度中に行う予定で、申請の変更等に関連するものについて調査すること。

(2) 協議

本業務を適切かつ円滑に実施するため、乙と甲は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認すること。

また、申請を迅速に提出できるよう、総務大臣が指定し、申請を受け付ける担当者（以下「窓口担当者」という。）との協議を十分に行うこと。

(3) 書類作成

前号の業務の成果により申請に必要な書類を作成すること。なお、施設は一体のものとして申請すること。

本業務の成果物として、編集可能な電子データを電子媒体(CD等)にて1部甲に提出すること。

5 業務の範囲外

次の各号は、本業務には含まないものとし、甲が負担する。ただし、甲が必要と認めた場合、甲乙協議のうえ実施時期、費用等を決定したうえ、乙はこれらの作業を行う。

- (1) 印紙代及び新潟県証紙代
- (2) 窓口担当者へ書類を提出するための送料
- (3) 甲の身分を証明するための証明書発行手数料

6 提出書類

本業務を行うために必要な提出書類は、以下のとし、甲が指定する期日までに1部を提出すること。

- (1) 着手届（現場代理人氏名を記載すること）
- (2) 工程表
- (3) 完了届（完成図書及び業務の状況が確認できる写真）

7 関係法令および準拠規格、基準等

本業務を行うにあたっては、本仕様書及び甲の条例、規則等に定めるもののほか、次の関係法令に従うものとする。

- (1) 電波法、同法関連諸規則及び告示
- (2) 放送法、同法関連諸規則及び告示
- (3) 有線電気通信法、同法施行令、同法関連諸規則及び告示
- (4) 電気通信事業法、同法施行令、同法関連諸規則及び告示
- (5) 電気通信設備工事共通仕様書
- (6) 電気設備技術基準
- (7) 建築設備設計基準
- (8) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法令、規格、基準

8 機密情報の管理

甲及び乙は、本業務に関連して知り得た相手方の技術、生産、財務、営業、販売、その他の業務に関する機密を第三者に対して漏洩、開示してはならない。

9 再委託

業務の性質上、再委託に付することが適当であると甲が認める場合は、乙は再委託をすることができる。乙が再委託をする場合、書面により協力者との関係を明確にし、甲へ届け出るものとする。

乙は、業務を再委託する場合は、協力者に対し適切な指導及び管理を行わなければならない。

10 協議

本仕様書に定めない事項、および疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。